

税の申告の時期です

1 申告が必要か確認してみましょう



平成28年分所得税の確定申告と平成29年度の市・県民税（住民税）の申告の受け付けが始まります。市・県民税の申告書の発送は、1月23日月の予定です。【広報ID】1000458

市民税課（市役所本館2階） ☎613-8497・613-8498 電子メール：siminzei@city.morioka.iwate.jp

■所得税の確定申告が必要な人

- 平成28年中の収入または所得が次の①～③に該当する人
- ①給与収入（パート・アルバイト収入を含む）があり、次のいずれかに該当する人
 - 給与のみの収入で、社会保険料控除、医療費控除や住宅ローン控除などを受けて、所得税の還付申告をする人
 - 年末調整した給与以外に営業や農業、不動産、雑、一時、譲渡などの所得が20万円を超えた人
 - 2カ所以上から給与を支給されていて、年末調整した給与以外の給与収入が20万円を超えた人
 - 収入が2000万円を超えた人
 - ②公的年金の収入があり、次のいずれかに該当する人
 - 公的年金のみの収入で、所得税の還付や納付の申告をする人
 - 公的年金に係る雑所得以外の所得が20万円を超えた人
 - ※公的年金の収入金額が400万円以下で、ほかの所得が20万円以下の人は所得税の納付の申告は不要ですが、市・県民税の申告が必要となります
 - ③営業や農業、不動産、雑、一時、譲渡などの所得の合計額が、所得税控除の合計額を超えた人
- ※所得税の確定申告書を提出する人は、市・県民税の申告書を提出する必要はありません

2 29年度 市・県民税の主な変更・改正点

◎29年度の申告から、マイナンバー（個人番号）が必要です！



社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入に伴い、申告書にマイナンバー記載欄が追加されました。申告の際に番号と身元を確認します。「マイナンバーカード」か、下表の「番号確認書類と身元確認書類」（1つずつ）をご持参ください。

番号確認書類	身元確認書類
・通知カード	・運転免許証
・マイナンバー記載の住民票の写し、または住民票記載事項証明書	・公的医療保険の被保険者証
	・身体障害者手帳
	・パスポート など

◎給与と所得控除の上限額が引き下げられました
給与収入額1200万円以上の場合、給与と所得控除額が230万円に引き下げられます（現行は1500万円以上の場合、245万円の給与と所得控除）。

◎国外に住む親族の扶養控除などには確認書類が必要

国外に住む親族の扶養控除などには親族関係や送金の事実が確認できる書類の添付または提示が必要です。ただし、給与などの年末調整や公的年金受給者が「扶養控除等申告書」に添付または提示をした場合は不要です。

3 市・県民税の申告会場と臨時受付相談所

★下記の期間以外は会場を設けていません。必ず期間内に申告してください

■盛岡地域

◎会場：市役所本館8階大ホール
◎時間：9時～12時、13時～16時

受付日	対象地区	受付日	対象地区
2/23(木)	浅岸・浅岸字、愛宕町、安倍館町、岩清水、大通	3/6(月)	館向町、茶畑、天神町、長田町、中ノ橋通
2/24(金)	上田、内丸、大沢川原、開運橋通	3/7(火)	つつじが丘、中野、中屋敷町
2/27(月)	加賀野・加賀野字、上堂	3/8(水)	梨木町、名須川町、鉈屋町、西下台町、八幡町、馬場町、東嵯山
2/28(火)	上ノ橋町、神明町、北山、北ヶ瀬、小杉山、紺屋町、菜園、材木町、境田町	3/9(木)	箱清水、東新庄、神子田町、南大通
3/1(水)	肴町、三ツ割・三ツ割字、志家町、清水町	3/10(金)	東山、本町通
3/2(木)	山王町、下米内・下米内字、下ノ橋町、城西町、新庄町・新庄字	3/13(月)	山岸・山岸字
3/3(金)	新田町、住吉町、前九年、大慈寺町、高崩、中央通	3/14(火)	松尾町、紅葉が丘、盛岡駅西通、盛岡駅前北通、盛岡駅前通、夕顔瀬町、若園町
		3/15(水)	盛岡地域の全地区

◆臨時受付相談所（盛岡地域）

◎時間の記載がない場合は9時半～12時、13時～16時

受付日	対象地区／時間	会場
2/1(水)	みたけ	みたけ地区活動センター（みたけ四）
2/2(木)	松園、北松園、東松園、西松園、東黒石野二・三、小鳥沢、上田字	松園地区公民館（東松園二）
2/3(金)	稲荷町、大館町、中堤町、天昌寺町、北天昌寺町、南青山町、大新町	西部公民館（南青山町）
	桜台、上米内字、大志田／9時半～12時、13時～15時	上米内地区振興センター（上米内字中居）
2/6(月)	緑が丘、東緑が丘、岩脇町、上田堤、黒石野、東黒石野一、高松	高松地区保健センター（上田字毛無森）
2/7(火)	仙北、東仙北、西仙北、南仙北	仙北地区活動センター（仙北二）
	東中野町・東中野字、東安庭・東安庭字、門・門字	中野地区活動センター（東安庭字小森）
2/8(水)	向中野・向中野字、本宮・本宮字、下鹿妻字	本宮老人福祉センター（本宮四）
2/9(木)	青山、西青山	青山地区活動センター（青山三）
2/10(金)	月が丘	青山地区活動センター（青山三）
	厨川、下厨川字	下厨川老人福祉センター（厨川一）
2/13(月)	土淵字、長橋町、上厨川字、平賀新田字、前湯	土淵地区活動センター（前湯四）
2/15(水)	川目町、川目地割	築川老人福祉センター（川目10）
	築川／10時～11時半	築川地区振興センター（築川5）
2/17(金)	根田茂／10時～11時半	根田茂地区コミュニティ消防センター（根田茂5）
	砂子沢／13時半～15時	砂子沢生活改善センター（砂子沢10）
2/20(月)	上太田（西太田）、猪去、上鹿妻	太田老人福祉センター（上太田細工）
	繫字／10時～12時、13時～15時	つなぎ地区活動センター（繫字堂ヶ沢）
	上太田（東太田）、中太田、下太田	太田地区活動センター（中太田深待）
2/21(火)	大葛／10時～11時半	大葛地区振興センター（浅岸字下大葛）
	銭掛、中津川／13時半～15時	銭掛地区振興センター（新庄字銭掛）



申告期間はどの会場も混み合うため、会場へは公共交通機関をご利用ください。また、市役所へ車で来る人は、市指定駐車場をご利用ください

■都南地域

◎会場：都南分庁舎（津志田14）4階会議室
◎時間：9時～12時、13時～16時

受付日	対象地区	受付日	対象地区
2/24(金)	手代森1～10	3/7(火)	西見前13～21
2/27(月)	手代森11～30	3/8(水)	津志田地割、東見前
2/28(火)	永井1～15	3/9(木)	津志田町、津志田中央
3/1(水)	永井16～23	3/10(金)	津志田西、津志田南
3/2(木)	三本柳1～5、永井24～31	3/13(月)	
3/3(金)	三本柳6～19	3/14(火)	都南地域の全地区
3/6(月)	三本柳20～25、西見前1～12	3/15(水)	

◆臨時受付相談所（都南地域）

◎時間：9時半～12時、13時～16時

受付日	対象地区	会場
2/14(火)	大ケ生、乙部1～25	乙部農業構造改善センター（乙部6）
2/15(水)	乙部26～32、黒川	
2/16(木)	上飯岡、下飯岡、湯沢東	
2/17(金)	飯岡新田、北飯岡、羽場、湯沢地割、湯沢西、湯沢南、流通センター北一	飯岡農業構造改善センター（下飯岡8）

■玉山地域

◎会場 A：玉山地区公民館（日戸字鷹高） B：岩洞活性化センター（藪川字外山）
C：好摩地区公民館（好摩字野中） D：玉山総合事務所（渋民字泉田）

◎時間 A・C・D：9時半～12時半、13時～16時
B：10時～12時半、13時～15時

対象地区			会場	対象地区			会場
受付日	午前	午後		受付日	午前	午後	
2/9(木)	山谷川目、川又	白沢	A	3/1(木)	山田	柴沢	D
2/10(金)	日戸			3/2(木)	生出3 (刈屋)	生出3 (尻志田)	
2/13(月)	釘の平			3/3(金)	生出2		
2/14(火)	城内			3/6(月)	門前寺	生出1	
2/15(水)	藪川	外山	3/7(火)	渋民1	芋田		
2/17(金)	姫神	巻堀	3/8(水)	渋民2			
2/20(月)	芋田向1	芋田向2	3/9(木)	下田川崎 (下田)	下田川崎 (川崎)		
2/21(火)	前田	馬場場小屋	3/10(金)	舟田2			
2/22(水)	大平、寺林	玉山永井	3/13(月)	舟田1			
2/23(木)	好摩東(成島、上山)	好摩東(中塚)、 元好摩	3/14(火)	沢目	武道		
2/24(金)	松内	大台	3/15(水)	玉山地域の全地区			
2/27(月)	野中、小袋	好摩1					
2/28(火)	好摩2						

★お住まいの地区の受付日に都合が付かない場合は、他の会場へお越しください
★営業や農業、不動産所得のある人は、「収支内訳書の書き方」や前年の収支内訳書の控えなどを参考に、収入や経費を整理してからお越しください

無料の相談会もご利用ください

東北税理士会盛岡支部は、次のとおり無料相談会を開催します。【問】県税理士会館 ☎622-5160

◆税理士による還付申告相談会

【日時】2月4日(土)・2月5日(日) 10時～16時（受け付けは15時まで）
【場所】Nanak 7階ホール（中ノ橋通一）
【内容】年金受給者や給与所得者の医療費控除などの還付申告相談

◆確定申告期の税務相談会

【日時】1月30日(月)～3月10日(金) ※土・日曜、祝日を除く 13時半～16時半
【場所】県税理士会館（大沢川原三）
【申し込み】相談希望日の1カ月前から、県税理士会館で予約受け付け

申告期限 3/15(水)

郵便での申告が便利です！ぜひご利用ください



A 所得税の確定申告が必要です --> アイーナ会場で申告してください

※所得税の確定申告をする人は、市・県民税の申告をする必要はありません

申告日程と会場

■会場：アイーナ7階（盛岡駅西通一）
※盛岡税務署には会場を設けていません
■日時：2月16日(木)～3月15日(水) 9時～16時
※土・日曜は休み。ただし、2月19日(日)と26日(日)は受け付けます

インターネットでも申告書が作成できます

詳しくはe-Taxのホームページをご覧ください。



【問】盛岡税務署 ☎622-6141 ☎020-8677 本町通三丁目8-37

一人事業主のみなさませー

●個人事業税●

（事業を営む個人が県に納める税金です）

詳しくは 盛岡広域振興局県税部直税課 ☎629-6543 ☎020-0023 内丸11-1 お問い合わせください

B 市・県民税の申告が必要です --> 3ページの表の会場で申告してください

※所得税の確定申告が必要になる場合もあります

必要書類など

- 市・県民税申告書：各会場にあります
- 印鑑：朱肉を使用するもの。認印可
- マイナンバーと身元が確認できる書類：詳しくは、3ページ「29年度市・県民税の主な変更・改正点」をご覧ください

■28年中の収入が分かる書類

- 源泉徴収票（給与や公的年金）や支払調書（報酬）など
- 収支内訳書：営業や農業、不動産などの所得がある人は、収入や経費、所得などをあらかじめ記入してご持参ください
- 所得控除の内容を証明する書類
- 支払った医療費や国民健康保険税、後期

高齢者医療保険料、介護保険料、社会保険料、寄附金、雑損失などの領収証や証明書

- 国民年金保険料や生命保険料、地震保険料の控除証明書
- 身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など

C 市・県民税の申告は不要です